

## 中部運輸局自動車交通部

令和7年6月5日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官	
宮川、磯野	TEL 052-952-8082
中部運輸局 愛知運輸支局	監査担当
豊田、前田	TEL 052-351-5313

## 貸切バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：土屋 佳男

住所：名古屋市西区枇杷島三丁目1-36-1

営業所：TT観光自動車営業所（犬山市大字犬山字甲塚46-1）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年6月5日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 210日車  
(2両×27日間、6両×26日間)

②文書警告

3. 監査端緒

法令違反が疑われる継続的な監視が必要な事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。  
(道路運送法第20条)

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

- (3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (4) 点呼の記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (5) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 点呼の状況の録音及び録画を記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項)
- (7) アルコール検査状況の写真記録を記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項)
- (8) 業務の記録の記録事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
- (9) 整備管理者の研修を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
- (10) 運行管理者の講習を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- (11) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。  
(道路運送法第94条第1項)  
(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 21点
- ・当該事業者の累積違反点数 36点